

官報

號外 昭和二十一年八月一日

○第九十回 貴族院議事速記録第十五號

昭和二十一年七月三十一日(水曜日)午前十時十一分開議

議事日程 第十五號

昭和二十一年七月三十一日

午前十時開議

第一 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案

(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 辯護士及び辯護士候補の資格の特例に関する法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 會計法戰時特例廢止等に関する法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家正君) 一昨二十九日

日島山一清君、中山壽彦君、慶松勝左衛門君、赤木正雄君貴族院令第一條第四號ニ依り貴族院議員ニ任ゼラレマシタ、就キマシテハ慶松君、赤木君ヲ第一部ニ、中山君ヲ第四部ニ、島山君ヲ第九部ニ編入致シマシタ

○議長(公爵徳川家正君) 其ノ他諸般ノ報告ハ御異議ガナケレバ省略致シマス

(參照)

去ル二十五日本院ニ於テ承諾スルコト

官報號外 昭和二十一年八月一日

貴族院議事速記録第十五號

議事日程 第十五號

昭和二十一年七月三十一日

午前十時開議

第一 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案

(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 辯護士及び辯護士候補の資格の特例に関する法律案(政府提出) 第一讀會

第三 郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 會計法戰時特例廢止等に関する法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家正君) 一昨二十九日

日島山一清君、中山壽彦君、慶松勝左衛門君、赤木正雄君貴族院令第一條第四號ニ依り貴族院議員ニ任ゼラレマシタ、就キマシテハ慶松君、赤木君ヲ第一部ニ、中山君ヲ第四部ニ、島山君ヲ第九部ニ編入致シマシタ

○議長(公爵徳川家正君) 其ノ他諸般ノ報告ハ御異議ガナケレバ省略致シマス

(參照)

去ル二十五日本院ニ於テ承諾スルコト

官報號外 昭和二十一年八月一日

ヲ議決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ奏上シ又承諾スルコトヲ議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ

金融緊急措置令

日本銀行券預入令

昭和二十一年勅令第九十號

臨時財産調査令

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

昭和二十一年勅令第二百八十八號

去ル二十六日會計法戰時特例廢止等に関する法律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 男爵古市 六三君

副委員長 子爵黒田 長敬君

正三位勳二等 野村 淳治君

從四位勳二等 藤沼 庄平君

去ル二十七日願ニ依リ貴族院議員ヲ免セラル

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

辯護士及び辯護士候補の資格の特例に関する法律案可決報告書

一昨二十九日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

會計法戰時特例廢止等に関する法律案可決報告書

正四位勳二等 松井 春生君

正三位勳二等 三宅正太郎君

昨三十日願ニ依リ貴族院議員ヲ免セラル

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

郵便貯金法等の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セラル旨ノ通牒ヲ受領セリ

特別都市計畫法案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

政府委員

内閣事務官 三橋 則雄君

農林省所管事務政府委員

農林事務官 平川 守君

同 長谷川 清君

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ本日

ノ會議ヲ開キマス、請暇ノ件ニ付御諮リヲ致シマス、古莊健次郎君病氣ニ付會期中請暇ノ申出デガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 藤沼庄平君議員辭職ニ付豫算委員ニ關員ヲ生ジマシタ、就キマシテハ第一部ニ於テ其ノ補闕選舉ヲ行ハレムコトヲ望ミマス、昨三十日、豫算委員職任ノ助君ヨリ、職務上ノ都合ニ依リ委員辭任ノ申出デガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス、就キマシテハ第九部ニ於テ其ノ補闕選舉ヲ行ハレムコトヲ望ミマス

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ日程ニ移リマス、日程第一、政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、上塚大藏政務次官

政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案

の廢止等に関する法律案

右の政府提出案は本院において可決した因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年七月三十日

衆議院議長 樋貝 詮三

貴族院議長 公爵徳川家正殿

政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案

第一條 左の法律及び勅令は、これを廢止する。

政府出資特別會計法

營繕用品資金特別會計法

陸軍作業會計法

海軍工廠資金會計法

朝鮮鐵道用品資金會計法

朝鮮簡易生命保險及郵便年金特別會計法

朝鮮食糧管理特別會計法

臺灣總督府特別會計法

臺灣食糧管理特別會計法

臺灣事業用品資金特別會計法

樺太廳特別會計法

關東都府特別會計法

南洋廳特別會計法

大正十二年法律第七號(東京砲兵工廠及び大阪砲兵工廠の各特別會計の合併に関する法律)

昭和十二年法律第十五號(海軍工廠資金の臨時補正に関する法律)

昭和十一年法律第四號(昭和十一年度一般會計歳出の財源に充てるため特別會計に屬する資金の繰替使用等に関する法律)

昭和十二年法律第九號(一般會計)

昭和二十一年八月一日

官報號外

貴族院議事速記録第十五號

議事日程 第十五號

昭和二十一年七月三十一日

午前十時開議

第一 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案

(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 辯護士及び辯護士候補の資格の特例に関する法律案(政府提出) 第一讀會

第三 郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 會計法戰時特例廢止等に関する法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家正君) 一昨二十九日

日島山一清君、中山壽彦君、慶松勝左衛門君、赤木正雄君貴族院令第一條第四號ニ依り貴族院議員ニ任ゼラレマシタ、就キマシテハ慶松君、赤木君ヲ第一部ニ、中山君ヲ第四部ニ、島山君ヲ第九部ニ編入致シマシタ

○議長(公爵徳川家正君) 其ノ他諸般ノ報告ハ御異議ガナケレバ省略致シマス

(參照)

去ル二十五日本院ニ於テ承諾スルコト

官報號外 昭和二十一年八月一日

貴族院議事速記録第十五號

議事日程 第十五號

昭和二十一年七月三十一日

午前十時開議

第一 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案

(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 辯護士及び辯護士候補の資格の特例に関する法律案(政府提出) 第一讀會

第三 郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 會計法戰時特例廢止等に関する法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家正君) 一昨二十九日

日島山一清君、中山壽彦君、慶松勝左衛門君、赤木正雄君貴族院令第一條第四號ニ依り貴族院議員ニ任ゼラレマシタ、就キマシテハ慶松君、赤木君ヲ第一部ニ、中山君ヲ第四部ニ、島山君ヲ第九部ニ編入致シマシタ

○議長(公爵徳川家正君) 其ノ他諸般ノ報告ハ御異議ガナケレバ省略致シマス

(參照)

計議出の財源に充てたるため特別會計から繰入金をするに關する法律)

昭和十三年法律第二十二號(臨時軍事費の財源に充てたるため特別會計から繰入金をするに關する法律)

昭和十三年法律第二十三號(外地特別會計における租稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰り入れるに關する法律)

昭和十五年法律第十四號(船員保險事業の經營に伴ふ關係各會計間の分擔及び關涉に關する法律)

昭和十七年法律第二十三號(陸軍作業會計法及び海軍工廠資金會計法の臨時特例に關する法律)

明治四十四年勅令第四百六號(朝鮮總督府特別會計に關する勅令)

第二條 地方分與稅分與金特別會計法の一部を次のやうに改正する。

附則に次の二項を加へる。

本會計ニ屬スル地租、家屋稅及營業稅ノ收入ハ當分ノ内之ヲ一般會計ニ屬セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ同項ニ掲グル收入ヲ一般會計ニ屬セシメタル場合ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計及本會計間ニ於ケル必要ナル收支ノ調整ヲ爲スモノトス

第三條 作業會計法の一部を次のやうに改正する。

第一條第一號乃至第四號を次のやうに改める。

一 印刷局

二 專賣局

第二條第三項及び第四項を削る。

第四條 厚生保險特別會計法の一部を次のやうに改正する。

第一條第二項を削る。

第五條中「朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局ノ各特別會計ヨリノ受入金」及び「朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局ノ各特別會計ヘノ繰入金」を削る。

第十一條中「並ニ朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局ノ各特別會計ヘノ繰入金」を削る。

第五條 食糧管理特別會計法の一部を次のやうに改正する。

第四條ノ三中「三十八億圓」を「五十二億圓」に改める。

第六條中「一般會計ヨリノ受入金」を削る。

第六條ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

附則第二項乃至第六項を次のやうに改める。

附則第三項ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

附則第六項ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

附則第七項ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

附則第八項ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

附則第九項ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

附則第十項ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

附則第十一項ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

政府ハ本會計ノ負擔ニ屬スル證券ノ内四十五億圓ヲ限リ一般會計ノ負擔ニ移スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一般會計ノ負擔ト爲リタル證券ノ借換ノ爲メ政府ハ公債ヲ發行スルコトヲ得

第六條 通信事業特別會計法の一部を次のやうに改正する。

第一條第三項中「並ニ收入印紙賣捌」ヲ「收入印紙賣捌並ニ電氣試驗所ニ於テ行フ電氣計器ノ檢定等」に改める。

第二條第一項中「及改良」ノ下に「並ニ出資拂込」を加へ、「電信電話建設附」ヲ「電信電話設備」に改め、同條第二項を削る。

第六條中「電信電話建設附」ヲ「事業設備建設附」に改める。

第九條中「業務取扱數量ノ増加」ノ下に「其ノ他避クベカラザル事由」を加へる。

第十四條ノ二 通信事業ノ經營ニ妨ナキ限リ一般ノ委託ニ依リ通信ニ關スル機械器具等ノ製作修理ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ノ歳入歳出ハ用品勸定ノ所屬トス

第七條 簡易生命保險及郵便年金特別會計法の一部を次のやうに改正する。

第三條中「同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル爲メ通信事業、臺灣總督府、關東局及南洋廳ノ各特別會計ヘノ繰入金並ニ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費」ヲ「並ニ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費及同事業ノ業務費」に改める。

第四條中「並ニ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル爲メ通信事業、臺灣總督府、關東局及南洋廳ノ各特別會計」ヲ「及同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル爲メ通信事業特別會計」に改める。

第六條 附則

第八條 帝國鐵道會計法の一部を次のやうに改正する。

第五條第二項中「及用品資金補足ノ豫算定額以内」ヲ「用品資金補足及出資拂込金ヲ支辨スルニ必要ナル金額ヲ限度」に改める。

第九條 國有財産法の一部を次のやうに改正する。

第二十九條ノ二を第二十九條ノ三とする。

第二十九條ノ二 政府ハ第二十六條第一項ノ規定ニ拘ラス同項ノ規定ニ依リ帝國議會ニ報告スヘキ昭和十九年度ノ國有財産増減總計算書ヲ調製シ省略シ同年度及昭和二十年年度ヲ通シテ國有財産増減總計算書ヲ調製シ會計檢査院ノ檢査ヲ經テ之ヲ帝國議會ニ報告スヘシ

第十條 昭和二十年法律第十九號の一部を次のやうに改正する。

第二條第一項中「臨時軍事費特別會計ヘノ繰入金(昭和十三年法律第二十二號ニ依リモノヲ除ク)」ヲ「一般會計ヘノ繰入金」に改める。

附則

第十一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第一條、第三條、第四條及び第七條の規定は、昭和二十一年度から、これを適用する。

第十二條 政府出資、營繕用品資金、陸軍造兵廠、陸軍製鐵廠、海軍工廠資金、海軍火藥廠、海軍燃料廠、朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮簡易生命保險及郵便年金、朝鮮食糧管理、臺灣總督府、臺灣食糧管理、臺灣事業用品資金、樺太廳、關東局及び南洋廳の各特別會計の昭和十九年度分の歳入歳出の決算並びに昭和二十年年度の歳入歳出の出納及び決算等については、舊法は、この法律施行後においても、なをその效力を有する。

第十三條 政府出資、營繕用品資金、陸軍造兵廠、陸軍製鐵廠、海軍工廠資金、海軍火藥廠及び海軍燃料廠の各特別會計廢止の際にこれらの特別會計に屬する決算上の剩餘若しくは不足、資本若しくは資金又は權利義務は、これを一般會計に歸屬せしめる。

第十四條 朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮簡易生命保險及び郵便年金、朝鮮食糧管理、臺灣總督府、臺灣食糧管理、臺灣事業用品資金、樺太廳、關東局及び南洋廳の各特別會計の廢止に關して必要とする規定は、勅令でこれを定める。

第十五條 前條に規定する各特別會計の昭和十九年度又は同二十年年度の歳入歳出の決算の會計檢査院への送付及び帝國議會への提出は、これを當分の間延期することゝできる。

〔政府委員上塚司君登壇〕
○政府委員(上塚司君) 只今議題トナ

リマシタ政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に關する法律案ニ付キマシテ、其ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、先ツ特別會計法ノ廢止及ビ之ニ關聯スル諸法令ノ廢止ニ付テデアリマスルガ、終戰ニ伴ヒマシテ、其ノ存置ノ必要ヲ失フニ至リマシタ舊陸海軍關係ノ陸軍造兵廠、陸軍製鐵廠、海軍工廠資金、海軍火藥廠、海軍燃料廠ノ五特別會計及ビ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東局、南洋廳等ノ十地域特別會計ヲ廢止致シマスルト共ニ、此ノ際會計制度ヲ簡明ナラシメル爲、比較的存在ノ理由ヲ失フニ至リマシタ、政府出資及ビ營繕用品資金ノ兩特別會計ヲ廢止致サントスルモノデアリマス、尙是等ノ特別會計法ノ廢止ニ伴ヒマシテ、大正十二年法律第七號、東京砲兵工廠及ビ大阪砲兵工廠ノ各特別會計ノ合併ニ關スル法律外七法律モ、此ノ際整理スルノヲ適當ト存ジマシテ、併セテ廢止セムトスルモノデアリマス、次ニ特別會計法ノ一部改正ニ付テデアリマスガ、其ノ一ハ、前述ノ特別會計ノ廢止ニ關聯致シマシテ、作業會計法、厚生保險及ビ簡易生命保險及ビ郵便年金ノ各特別會計法ノ一部ヲ改正セムトスルモノデアリマス、其ノ二ハ、特別會計ノ運轉ヲ圓滑ニスル爲ノ地方分與稅分與金、食糧管理、通信事業及ビ帝國鐵道ノ各特別會計法ノ一部ヲ改正セムトスルモノデアリマシテ、其ノ主ナル點ハ、食糧管理特別會計ニ於ケル決算上ノ損失ニ關スル措置、通信事業及ビ帝國鐵道會計ニ於ケル公債支拂經費ノ範圍ノ擴張ヲ行ハムトスルモノデアリマス、次ニ國有財産法ノ一部改正デアリマスルガ、國有財産法第二十六條ノ規定ニ依リマスル

ト、政府ハ、毎會計年度ノ國有財産増減總計算書ヲ調製シテ、會計検査院ノ検査ヲ經テ、之ヲ帝國議會ニ報告スルコトト相成ツテ居ルノデアリマスルガ、昭和十九年度分ニ付キマシテハ、戰災等ニ依リマシテ、國有財産ノ増減ノ計算ガ、著シク困難デアリマスノミナラズ、其ノ増減ノ年度區分ガ明瞭デアリマセム等ノ關係上、昭和十九年度分ノ國有財産増減總計算書ハ、其ノ調製ヲ省略シテ、昭和十九年度同二十年度分トヲ通ジテ、調製シ得ルコトト致サントスルモノデアリマス、最後ニ「昭和二十年法律第十九號地方鐵道及軌道ニ於ケル納付金等ニ關スル法律」ノ一部改正ニ付テデアリマスルガ、同法ニ依リマスルト、地方鐵道及ビ軌道ノ納付金ハ、帝國鐵道會計資本勘定所屬ノ特別ノ資金トシテ經理致シマシテ、其ノ一部ハ臨時軍事費特別會計ヘノ繰入金ニ、未用致シテ參ツタノデアリマスルガ、臨時軍事費特別會計ガ過般廢止セラレマシタニ伴ヒマシテ、前述ノ納付金ハ之ヲ一般會計ノ繰入金ニ充用スルノヲ適當ト認メマシテ、所要ノ改正ヲ行ハムトスルモノデアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ御願ヒ申シマス

○子爵高木正得君 只今議題トナリマシタ「政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に關する法律案」ハ、「會計法戰時特例廢止等に關する法律案」ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重幸君 贊成

○議長(公爵德川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナシト認メマス

ト認メマス

○議長(公爵德川家正君) 日程第二、辯護士及び辯護士候補の資格の特例に關する法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長高木正得君

辯護士及び辯護士候補の資格の特例に關する法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十一年七月二十七日

委員長 子爵高木 正得

貴族院議長公爵德川家正殿

〔子爵高木正得君登壇〕

○子爵高木正得君 只今議題ト相成リマシタ辯護士及び辯護士候補の資格の特例に關する法律案ノ委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本法案ハ去月七月二十五日ノ本會議ニ上程セラレ、羅漢都市借地借家臨時處理法案特別委員會ニ併託セラレマシタ、委員會ハ七月二十五日開會、本法案ヲ議題トシ審議ニ入りマシタ、先ヅ司法大臣ヨリ提案ノ理由ヲ説明ガアリマシタガ、簡單ニ其ノ概要ヲ申上ゲ、從來朝鮮ニ於ケル司法ノ協力者トシテ朝鮮辯護士令ニ依リ辯護士タル資格ヲ有スル者及ビ朝鮮辯護士候補タル資格ヲ有スル者ニ對シ辯護士法ニ依リ辯護士又ハ辯護士候補タルノ途ヲ開カムトスルモノデアリマス、即チ第一條及ビ第二條ニ於テハ簡單ニ其ノ趣旨ニ依ル規定ヲ致シテアリマス、第三條ニ於キマシテハ恩赦、大赦ニ依リ復讐漏レノ者ニ對シ人權ノ保障ノ萬全ヲ期スル爲之ヲ明文化シタモノデアリマス、最後ノ第四條ニ於テハ前三條ハ辯護士及ビ

辯護士候補ノ資格ニ關スル特例ヲ爲スモノデアリマスノデ、濫リニ之ヲ擴張スルコトハ辯護士ノ品位ノ保持ノ點ヨリ考ヘマシテモ最モ考慮ヲ要スル問題デアリマスルガ故ニ、終戰ニ伴フ引揚者ノ救済援護ノ爲、是等引揚者ニ限リ此ノ特例ヲ認メタコトヲ明カニシタモノデアリマス、次イデ實質ニ入りマシテ二三ノ委員カラ熱心ナ御質疑ガアリマシタ、是ヨリ其ノ主ナルモノヲ御紹介致シタイト思ヒマス、一委員ヨリ、朝鮮以外ノ地、即チ臺灣、中國、滿洲、關東州、蒙疆又ハ南方ニ於キマシテ多數ノ司法官及ビ辯護士ガ活躍シテ居リマシタガ、是等ノ者ハ復員シマシテカラドウ云フ狀態ニアツタカトノ質疑ニ對シマシテハ、外地ヨリ引揚ゲタ司法官ニ付テハ内地ノ判檢事ニ就職シタ者ガ多分ニアリ、書記等モ亦同様デアリ、是等ノ人達ヲ出來ルダケ任用致シタイト云フ方針デ現在實行中デアリマス、又辯護士ニ付テハ是等ノ地方辯護士ヲシテ居ル人ハ矢張り内地ニ於テ辯護士タル資格ヲ持ツテ居ルノデ、内地ニ於テモ何等差支ナイ、從ツテ本法案ヨリ是等ノ者ハ除外シタト、斯ウ云フ答辯デゴザイマシタ、次ニ朝鮮辯護士ガ内地ニ於ケル辯護士ニナルト辯護士ノ過剩ヲ來シハナイイカトノ御質疑ガゴザイマシタガ、之ニ付テハ僅カノ人數デアルノデ、現在日本デ働イテ居ル辯護士ノ方々ニモ御迷惑モ掛カラズシ、又朝鮮辯護士ヲ開イテ居ツタ方々ガ内地デ辯護士ヲ爲サルノニモ大シタ支障ハナイイモノト考ヘルト云フ御答辯ガアリマシタ、辯護士法ヲ改正スルノ意向ガアリヤト云フ御質疑ニ對シマシテハ、憲法改正案ガ實施ノ曉ニハ、有ラユル方面カラ司法部面ヲ見

タ上デ、此ノ法制ノ改革ガ行ハレナケレバナリマセムノデ、目下司法制審議會審議中デアリマスノデ、別ニ此ノ際具體的案モ持合セモナイガ、將來此ノ審議會ニ於テ審議サレタモノガ當然出テ來ルラウト云フ御答辯デアリマシタ、次ノ第一條ノ辯護士審査委員會ニ關シテハ、元來大臣ノ諮問機關デアツテ、銓衡機關デハナイイナガ、今回銓衡機關ニナルト云フ點ニ付テハ御議論ガアリマシタガ、之ニ付テハ政府ハ、現行辯護士法ノ第十三條ヲ修正スルノ必要ガアルノデハナイイカト云フヤウナ研究ヲシタノデアリマスガ、能ク考ヘテ見マスルト、現行辯護士法ノ第十三條ニ依ツテ確カニ審査委員會ト云フモノガ設ケラレルコトニナツテ居リマスルノデ、現在ノ審査委員會ハ第十三條ノ目的ノミヲ有スル審査委員會デアリマスガ、今般提出致シマシタ法律案ニ依ツテ、此ノ法案ガ通過致シマスレバ、其ノ限リニ於テ現行辯護士法ヲ修正サレルコトニナリマスノデ、此ノ法案第一條ニ依リ新ニ審査委員會ノ目的ガ追加セラレルコトニナリマスノデ、別ニ現行法第十三條ヲ訂正シナイデモ、此ノ特例ニ依ツテ審査委員會ノ目的ガ當然附加サレルコトニナルト云フ風ニ解釋ガ出來ルト思ヒマス、ト答辯ガアリマシタ、又辯護士審査委員會官制第一條ニ關シテ權限ノ官制ニ書クニ付テハ、法律ノ委任ガナクテハナラズ、即チ法律ニ依ツテ命令ニ委ネルト云フ基本ガアツテ初メテ權限ノ擴張ガ出來ルノデアツテ、唯此ノ官制ヲ改正スルダケハ勅令ヲ以テ法律ヲ改メルト云フコトハ出來ナイ、法律的ノ權限ヲ書カケレバイカヌノデヤナイイカト思フガドウカト、斯ウ云フ御質疑ニ對

一萬圓乃至百圓トナルト云フノデアリマ
シタ、併シナガラ將來ニ於テハ貯金ノ
最高制限額ノ引上ニ關シ尙研究ヲ進メ
タイト云フ意ヲ表明シテ居リマシ
タ、新國後ノ郵便貯金ノ狀況ニ付説明
ヲ求メマシタガ、郵便貯金預入額ノ最
高ニ達シマシタノハ、去ル三月二日ニ
行ハレマシタ金融非常措置、即チ舊
國、新國切換當時デアリマシタ、其ノ
金額ハ五百四十六億圓ニ上ツタノデア
リマシタガ、其ノ後徐々ニ減少シテ、
現在デハ五百十三億圓トナツテ居リ、
其ノ減少ノ最モ甚ダシカッタノハ五月
中デ、一日約七千萬圓デアツタガ、現
在ハ一日二千萬圓程度ニ減少シテ居ル
旨ノ説明ガアリマシタ、政府ニ於テ保
管シテ居ル貯金原簿ガナクナツタ場合
ニハ、全然貯金ノ拂戻ガ出來ナイコト
ニナルノデアリカト云フ質問ニ對シ
テハ、此ノ原簿ハ全國二十八ノ貯金支
局ニ於テ保管シテ居ル處、其ノ内十六
支局ガ被災ニ罹リ燒失シタノデア
ルガ、燒失原簿ノ數ハ約五千萬デ、是ハ
原簿ノ總數二億ノ内、約二十五パー
セントニ相當スルノデアルガ、之ガ復
舊ニ付テハ銳意努力シテ居リ、來年中
ニハ完成シタイト言ツテ居リマシタ、尙
原簿ノ復本ハ豫テヨリ疎開シテアツタ
ノデ、之ガ復舊ニ付テハ大體ニ於テ支
障ヲ來スコトハナイト申シテ居リマ
シタ、貯金ノ拂戻ヲ圓滑ナラシムル爲
ニ郵便局ニ原簿ヲ置イテハドウカトノ質
問ニ對シテハ、政府ハ、此ノ點ニ付古
クヨリ色々研究ヲ續ケテ來タガ、事務
繁雜ナル爲、現行ノ如ク補助帳簿
ヲ備ヘ付ケル方式ヲ以テ建前トシテ居
ルモ、尙新シイ觀點ヨリ檢討ヲ加ヘ最
善ノ方法ヲ採ル旨聲明ガアリマシタ、現在
ノ貯金通帳ノ形式ハ縱書デ、而モ預金

殘高ガナイ爲極メテ不便デアルカラ、
之ヲ改正スル意思ハナイカト云フ質問
ニ對シテハ、現在ノハ極メテ古イ形式
ナノデ之ヲ横書ニシ且現在高ガ分ルヤ
ウニ改メラルベク目下研究中デア
ル、郵便貯金ハ全額ヲ引出スコトガ出來
ナイカト云フ質問ニ對シテハ、現在デ
モ請求ガアレバ全額拂戻スルコトニナ
ツテ居ル旨ノ答辯ガアリマシタ、尙最
近通信業務ニ關シテ運配遲延ノ多イ點
ヲ指摘シ、之ニ對シテ當局ノ所見ヲ求
メマシタル處、當局ハ、從業員ノ生活
ヲ安定セシメルト共ニ、迅速正確且深
切ヲ「モットー」トシ、有ラユル惡條件
ヲ克服シテ、通信省從來ノ信用ヲ回復
スルコトニ全力ヲ擧ゲル旨ノ答辯ガア
リマシタ、而シテ速達ノ運配、至急電
報ノ運達ニ對シテ料金ヲ返還スベキデ
ハナイカトノ質問ニ對シマシタハ、當
局ハ、過失ニ因リ速達ノ取扱ヲナサナ
カツタ場合、又ハ普通郵便ヨリ遅レタ
ト云フ場合ニハ、郵便規則上速達料ヲ
拂戻スコトニナツテ居リ、又電報ニ於
テモ同種ノ規定ガアルノデアルカラ、
之ヲ民衆ニ周知セシメルコトニシタイ
ト言ツテ居リマシタ、次ニ簡易生命保
險法ニ關スル質問ニ付キマシタハ、先
ツ今同簡易生命保險事業ノ政府獨占ヲ
廢止スルコトノ理由ニ關シテハ、獨占
ヲ廢止スルモ、今日ニ於テハ、此ノ事
業創始當時懸念サレタ如キ弊害ヲ惹起
シ、加入者ニ迷惑ヲ及スト云ツタ危險
ノナイコト、又若シ保險金ヲ五千圓ニ
引上ゲ獨占ノ規定ヲ其ノ儘ニ致シテ置
キマシレバ、五千圓以下ノ民間保險ノ
新規契約ガ出來ナクナルト云フノデ、
民間業者ノ要請ニ應ヘ、之ヲ廢止ス
ルコトニシタト言ツテ居リマシタ、又最
高制限ヲ二千圓ヨリ五千圓ニ引上ゲル

時ハ、民間保險ヲ壓迫スルノデハナイ
カト云フ質疑ニ對シ、通信省及民間
保險監督官廳タル大藏省ハ、昭和二十
年會計年度ニ於ケル民間保險ノ新契約
一件平均保險金額ハ八千四百六十一圓
トナツテ居リ、最近ノ新契約ハ漸次大
口ノモノニ傾キツ、アルノデ、簡易保
險五千圓ノ引上ゲハ民間保險ニ影響ハ
ナイモノト認メル旨ノ答辯ガアリマシ
タ、今回小兒保險モ生後直チニ、五千
圓迄契約シ得ルコトニ相成ツタノデア
リマシタガ、被保險者ガ六歳未満ニテ死
亡シタ場合ハ保險金ハ、勅令ノ定ムル
所ニ依リ支拂ハレルコトニナツテ居
リマシタ、此ノ點ニ關スル質問ニ對シテ
ハ、政府ハ三歳未満ニテ死亡シタ時ハ
契約保險金額ノ百分ノ三十、六歳未満
ニテ死亡シタ時ハ百分ノ六十ヲ支拂フ
ト云フコトデアリマシタ、簡易保險ニ於
キマシテハ、加入ノ際、被保險者ノ身
體検査ヲ行ハナイコトニナツテ居ルノ
デ、弱者ガ加入スルコトニ依リ、事
業ノ經營ヲ危カスルコトナシト言ヘナ
イノデアリマシタ、契約後最初ノ一
年ハ保險金ヲ削減スルコトニ相成ツ
テ居リマシタ、此ノ期間ヲ二年ニ延長
スル點ニ付キマシテ其ノ理由ヲ質シマ
シタ處、以前ハ相當ノ剩餘金ガアツタ
ノデ、何等事業經營ニ支障ナカッタノ
デア
ルガ、今回保險金ヲ増額スル場合
ニハ、相當額者ガ無診査ト云フ點ヲ
狙ツテ入ル危險モアルノデ、之ヲ昔ノ
如ク二年ニ延長スルコトニシタト云
フコトデアリマシタ、保險契約者ガ貸
付金ノ解済ヲシナイ場合ノ規定ニ付
質シマシタ處、貸付期間滿了後四年
ヲ經過シタモノニ付保險金ノ減額ヲ
爲ス旨ノ答辯ガアリマシタ、簡易生命
保險法第二十八條ノ二ノ所謂命令トハ

何カトノ質疑ニ對シ、是ハ勅令及ビ省
令ヲ意味スルモノデアリマシタ、是等
ノ勅令及ビ省令ノ中ニハ、保險料計算
ノ基礎解約還付金計算等ニ關シ重要ナ
ル規定ヲ含ンデ居ルノデアリマシタガ、
差向キ政府ニ於ケルマシタハ、保險會社
ノ契約者利益配當ニ相當スル長期繼續
契約ニ對スル還付金制度ノ一部又ハ全
部ヲ廢止セムトスル心組ヲ持ツテ居
リ、同條ニ所謂簡易生命保險及ビ郵便
年金事業委員會ノ組織及ビ權限ニ付テ
ハ、先ツ其ノ權限トシテ本條及ビ之ト
同趣旨ノ郵便年金法第二十二條ノ二ニ
規定スル事項、簡易生命保險及ビ郵便
年金ノ積立金運用ニ關スル事項、其ノ
他重要ナル事項ヲ付議スルモノトシ、
委員會ハ官廳側、學識經驗者及ビ保險
年金加入者ノ代表者ヲ以テ構成スル旨
ノ答辯ガアリマシタ、次ニ郵便年金法
ニ關スル質疑ニ付キマシテハ、年金受
取人又ハ年金繼續受取人ガ死亡シタ場
合ニ於テ、其ノ者ガ支拂ヒヲ受クベキ
年金ニシテ、未ダ支拂ヒヲ受ケナイ者
ハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、其ノ遺族
ニ支拂ハレルコトニ相成ツテ居リマシ
タ、其ノ遺族ノ範圍及ビ順位ハ大體
現行ノ繼續受取人ノソレニ依ル旨ノ答
辯ガアリマシタ、郵便年金法第二十二
條ノ二ノ規定ハ、疊ニ申述ベキマシタ
簡易生命保險法第二十八條ノ二ノ規定ト
同趣旨ノモノデアリマシタ、郵便年金
關シ此ノ規定ヲ差向キ適用スルノハ、
定期年金ニ對スル利益配當タル滿期返
還金制度ノ一部、又ハ全部ノ廢止デア
ル旨ノ政府ノ答辯ガアリマシタ、此ノ
法案ノ施行期日ハ郵便貯金ニ付テハ法
律公布ノ日ヨリ、簡易生命保險法及ビ
郵便年金法ハ大體十月一日ヨリ之ヲ施
行スル旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ簡

易生命保險事業經營ノ現況ニ付質シマ
シタル處、此ノ事業ハ昭和十二年以來
時局ノ影響ヲ受ケ急激ナル膨脹ヲ續
ケ、十九年度迄ハ收支均衡ヲ保ツテ來
タノデア
ルガ、二十年年度後半ニ於テ從
事員ノ待遇改善ニ伴ヒ、約二千萬圓程
度ノ缺損ヲ見ルニ至リ、更ニ二十一年
度デハ二億七千萬圓程度ノ事業費ヲ
計上スルコトト相成リ、之ガ財源ニ付
テハ色々考慮ノ結果、略々收支ヲ保ツ
見込デア
ルト云ツテ居リマシタ、尙巷間
傳ヘルガ如キ軍需補償打切ト、在外資
金ノ凍結ニ關聯シテ、此ノ積立金及ビ
事業經營ニ如何ナル影響ガアリヤニ付
テ質シマシタル處若シ補償打切トナ
ルモノトスレバ、其ノ額ハ保險年金併
セテ約三億二千萬圓程度デア
リ、在外
資産ハ約五億三千四百萬圓デア
ルトノ
コトデア
リマシタ、假令是等ガ打切ラ
レ、又ハ凍結セラレテモ、長期還付金
ノ財源トシテ約八億圓程度ノ積立金ガ
アルカラ、之ヲ右ノ缺損ノ穴埋トスレ
バ、事業經營上サシテ惡影響ハナイノ
デア
ツテ、之ニ依リ契約保險金額等ヲ
切下
ゲルコトハナイト云ツテ居リマ
シタ、次ニ簡易生命保險及ビ郵便年金特
別會計上缺損ヲ生ジタ場合答テハ一般
會計ヨリ補填ヲ仰ギ得ル旨ノ規定ガア
ツタガ、其ノ後之ヲ削除シタ理由並ニ
今後缺損ノ生ジタ場合如何ニ措置スル
カトノ質疑ニ對シ、政府ハ事業創始當
時ハ此ノ事業ノ經營ガ困難デア
ラウト
ノ見込デ、斯カル場合一般會計ヨリ缺
損ヲ補填シ得ル旨ノ規定ヲ設ケタノデ
アルガ、其ノ後事業ノ好轉スルニ伴
ヒ、之ヲ不要ナモノトシテ昭和十九年
ニ至リ削除シタモノト考ヘラレ、併
シ此ノ事業ハ何處迄モ庶民階級ヲ保護
スルコトヲ目途トスルモノデア
ルカ

ラ、若シ事業經理上缺損ヲ生ジタ時ニハ、法律ヲ改正シテ一般會計ヨリ補助ヲ仰グ得ルヤウニスル考デア、從ツテ事業經營上缺損ヲ生ズルニ至ツタ場合、長期還付金制度ノ改廢ノ如キハ加入者ノ負擔ニ於テ之ヲ忍ビテ實ヲシテモ、ソレ以上ノ負擔ヲ掛ケルベキデハナイ、詰リ保險金ノ削減等ノ如キハ之ヲ行フベキデハナイノデアツテ、左様ナ事態ニ立至レバ、從前ノ如ク保險年金特別會計法ヲ改正シテ一般會計ヨリ補助ヲ受クルノ途ヲ拓キタイ所存デア、爾ノ答辯ガアリマシタ、尙右ノ補償打切及ビ在外資産ノ凍結ヨリ生ズル影響ニ關聯シテ大藏當局ハ民間保險ニ於テモ保險金ノ小額ナモノニ付十分ノ保護ヲ與ヘルハ當然ナコトデア、ト申シテ居リマス、簡易保險ハ獨立ノ事業デアツテ、本質的ニハ民間ノ生命保險ト何等異ラナイモノデ、是ハ完全ニ獨立シタ經營體ニ於テ經營サレナケレバナラナイノデア、遞信省ガ現在保險トハ全ク性格ノ異ル貯金事業ト同一ノ機構ノ下ニ之ヲ運轉シテ居ルコトハ不適當デハナイカトノ質疑ニ對シ、保險年金事業ハ現在ニ於テハ龐大ナモノデアリ、且其ノ經營ニハ高度ノ知識ヲ技術ト要スルカラ、特別會計トナツテ居ル保險年金事業ハ貯金事業トハ別個ノ機構ノ下ニ經營スルノ至當トスル、從ツテ保險年金事業ヲ司掌スル獨立ノ局ヲ遞信省ノ外局トスベキモノト考ヘテ居ル旨ノ答辯ガアリマシタ、尙此ノ事業ハ加入者ノ相互扶助ノ精神ニ立脚シテ經營サレモノデアリマシテ、政府ハ唯其ノ仲立ヲスルニ過ギナイノデアリ、政府ソレ自體ノ爲ニ經營スル事業デハナク、政府ノ都合ニ依リ勝手ニ本事業ノ經營

ノ首腦部ノミヲ切離シテ、從來ノ如ク之ヲ厚生省ニ移管シ、再ビ遞信省ニ戻シタリスルガ如キ點ニ付質シマシタ、政府ハ此ノ事業ハ飽ク迄モ加入者ノ相互扶助ノ施設デアリ、郵便局ヲ利用スルコトニ依リ、今日ノ發展ヲ爲シタモノデア、此ノ機關ノ母體トシテ堅實ナル運轉ヲ圖ルコトハ、加入者ノ利益ヲ擁護スルコトモ相成ルトノ答辯ガアリ、今後斯カル機構ノ改變ハ之ヲ行ハナイコトニ努力致シタイ旨申述ベマシタ、以上ノ如キ質疑應答ノ後ニ於キマシテ、討論ニ入りマシタル處、一委員ヨリ、賛成ノ意見開陳ガアリ、採決ヲ致シマシタル處、全委員ガ賛意ヲ表セラレマシテ、委員會デハ可決確定致スベキモノト決定致シタノデアリマス、以上ヲ以テマシテ、報告ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言モナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ナシイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部問題ニ供シマス、本案全部委員長ノ報告通リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部第二讀會ノ決議通リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 日程第四、會計法戰時特別廢止等に関する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長吉市男爵會計法戰時特別廢止等に関する法律案

右可決スベキモノナリト議決セ、依テ及報告候也

昭和二十一年七月二十九日

委員長 男爵吉市 六三

貴族院議長公爵徳川家正殿

〔男爵吉市六三君登壇〕

○男爵吉市六三君 只今上程ニ相成リマシタ會計法戰時特別廢止等に関する法律案特別委員會ノ審議ノ經過並ニ結果ニ付テ御報告ヲ申上ゲマス、本委員會ハ去七月二十六日第一回ヲ、七月二十九日第二回ヲ開キマシタ、先ヅ最初ニ大藏大臣ヨリ提案ノ御説明ヲ伺ヒマシタ、即チ本案ハ戰時中ノ必要

ニ應ジ會計法ニ特別ヲ開キ、戰局ノ推移ニ應ジテ其ノ範圍ヲ擴張シ、終戰ニ伴ヒ此ノ法律中ニアル「大東亞戰爭」トアリマスノヲ「今次ノ戰爭」ト改メ、現在過渡的ニ其ノ一部ヲ實際ニ適用中デア、アルノデアリマス、終戰後ノ今日ニ於テハ其ノ制定ノ理由及ビ性質上速カニ之ヲ廢止スルノガ適當デア、アルト、同時ニ今後ノ經濟事情及ビ社會事情等ヲ考ヘテ、此ノ法律中デ將來存置シ、適用スルヲ適當ト認メタル第一條ノ前金拂及ビ概算拂ノ規定、第六條ノ豫算外契約ニ關スル規定、第十條ノ補助費ノ事故繰越ノ規定、是デケテ存置シテ、尙過渡的措置ヲ講スル必要若クアルノデ、廢止法律ノ附則ニ之ニ關スル規定ヲ設ケタノデアリマス、コトハ、既ニ本議場ニ於テ大藏大臣ヨリ御説明ガアリマシタ所デ、御承知ノ通りデアリマス、是ヨリ質疑應答ニ付御紹介ヲ申上ゲマス、一委員ヨリ、三月二日ヲ基準ニ財産稅ノ大部分ガ徵收セラレルガ、此ノ預金中ニハ戰時中ニアブタ錢ヲ儲ケタルモノヤ、多年努力ニ依リ勤儉貯蓄シテ得タモノガアツテ、其ノ區別ハナカ、困難トハ思フガ、新圓ノ發行ハ現在既ニ四百五十億圓ニ達シ、物價ノ變動ニ依リ暴利ヲ貪ツテ居ル所謂新圓獲得者ガアルノデ、之ヲ所得稅ニテ取ルコトハ困難ナコトデアリ、尙多額ノ朝鮮、臺灣、中國人ガ持ツテ居ルコト云フカラ、之ヲ放任スレバ負擔ノ均衡ガ破レ、不公平ニナリ、今後社會問題化スル危險ガアルト思ハレルガ如何トノ質問ニ對シマシテ、大藏大臣ハ、財産稅ノ徵收ガ議會ガ遅レタリシテ遲延シテ居ルノデ、若干手違ヒガアリマスガ、三月二日ニ依ルノガ技術的ニモ已ムヲ得マセヌコト

デアリマス、經濟上ノ色々ノ動機デ一部ニ大ナル利得者モアリマス、別個ニ所得稅等ニ依リ徵收スルヨリ外方法ガアリマセヌ、大藏省ハ稅務署等ノ機構ヲモ充實シ、缺點ヲ除キ、正確ナ課稅ヲスルヤウニシタイト考ヘテ居リマス、經濟界ノ整理ヲ行ヒ、退職ノ通貨ハ銀行預金、郵便貯金等ニ成ルベク早ク取戻スヤウニスル考デア、爾ト御答辯ガアリマシタ、更ニ同委員ハ、退職サレタ巨額ノ新圓ハドウシテモ一度金融機關ニ受入レテ、之ヲ事業資金トシテ中小企業者ニ注入スル必要ガアルトコトニ對シマシテ、大臣ハ、必要ナ事業方面ニハ十分資金ヲ注入スル考デア、爾ト御答辯ガアリマシタ、尙同委員ハ、新圓ハ期限ヲ定メ金融機關全部「スタンプ」ヲ捺シ方ヲ執レバ、證券ニ對スル前回ノ新圓交換時ニ起ツタヤウナ失敗モナク、新圓ノ所在ガ一應判明スルト考ヘルガ如何トノ問ニ對シマシテ、「スタンプ」スルコトヲ必ズシモ最良ノ方法ト考ヘテ居ラマスガ、此ノ方法ニ付テハ大藏省ニ於テ目下手抜カリナク研究中デ、早晚公平ナル處置ヲ執ル考デア、爾トコトデアリマシタ、重ネテ同委員ハ、大臣ハ日本ノ經濟界ノ將來ヲドウ御考ヘニナルカ、現在預金ノ封鎖、新圓ノ偏在ニ依リ、中小企業者ハ事業資金ニ惱ミ抜イテ居ル、而モ中國人、朝鮮人ナドガ此ノ間ニアツテ三割餘及ビ高利ヲ以テ新圓ヲ貸付ケテ居ル、近イ將來ハ必ズ是等外國人ハ其ノ財力ヲ以テ日本人ヲ手先トシ、日本ノ中小企業ヲ危殆ニ陥レデアラウ、大臣ハ速カニ樂觀主義ヲ捨テラレタイトコトニ對シマシテ、部分的ニハ御話ノ如キ中國人等ノ事實モ存ジテ居ルガ、大局ニハ敢テ悲觀的デナイ、

日六廿月九年一十國民華中

定價 一部 七十錢

發行所

東京都麹町區大手町
印刷局
電話 丸ノ内三三二〇
振替東京一九〇〇〇圖書課